



Title	戦前期における国有財産整理事業と大学演習林
Author(s)	小鹿, 勝利; KOSHIKA, Katsutoshi
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 37(3), 609-630
Issue Date	1980-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/21035
Type	departmental bulletin paper
File Information	37(3)_P609-630.pdf



戦前期における国有財産整理 事業と大学演習林*

小鹿 勝利**

The Project for Rearranging National Property and College
Experiment Forests in the Prewar Period

By

Katsutoshi KOSHIKA**

目 次

I. はじめに	609
II. 国有財産法の制定と国有財産整理事業	610
III. 戦前期の大学演習林	612
IV. 演習林に対する整理縮小案	616
V. 整理縮小計画に対する大学、文部省の対応	622
VI. ま と め	628

I. はじめに

1970年代半ば国立大学演習林をめぐる、その面積規模の水平化、共同利用化構想、あるいは都市近郊所在演習林の高度利用促進などの様々な問題提起がなされた。現在この諸々の動きは鎮静化したかのように見えるが、決して消滅したわけではなく新たな形態のもとに再び顕在化する可能性が大きい。

これら演習林をめぐる諸問題は一面では大学演習林の研究教育、演習林の機能、性格あるいはその設立の歴史的経緯など演習林の存在そのものに対する根源的な問題提起を含むものであった。

戦前期には北海道大学演習林は国内のみならず海外植民地にも存在し、その面積は現在の約2倍近くに達していた。また全国の大学演習林全体の面積も現在の3倍以上に達しており、その存在は高等教育機関の諸機能とともに戦前期の大学特別会計制度における大学資金の重要な構成要素でもあり、一面では戦前期の大学特別会計制度を存立させる根拠とすら考えられていた。しかし1920年代において当時の大学特別会計制度の考えとは矛盾する演習林の整理縮

* 1980年12月29日受理 Received on Feb. 29, 1980

** 北海道大学農学部中川地方演習林

NAKAGAWA Experiment Forest, Faculty of Agriculture, Hokkaido University

小計画が国有財産の整理事業の一環として提起された。

この演習林の整理縮小計画は1970年代の動きとは問題の発端、経過は異なるものの演習林の存在意義、研究教育のあり方などを問われるという意味では共通する内容を含むものであった。

本稿においては戦前期の演習林整理縮小計画を具体的に明らかにするとともに、その計画が出された背景、またそれに対して大学等が演習林の存続を如何に主張したか検討し、戦前期の大学演習林の性格、機能及び社会的存在理由等について考察してみたい。

なお、この小論の作成にあたり小関隆祺教授、谷口信一名誉教授、藤原滉一郎助教授から貴重な示唆、指導をいただいた。記して謝意を表したい。

II. 国有財産法の制定と国有財産整理事業

明治政府発足後わが国の国有財産は幕藩時代の諸藩所有の土地・山林の全面的継承とともに、土地官民有区分、地租改正等の手続により新たに土地・山林を国有地として囲い込むことによって形成・拡大されてきた。さらに1890年代には殖産興業政策にもとづく官業創設により製鉄所、鉄道、兵器製造所その他の産業資本的財産が新たに国有財産に加わった。

こうした国有財産のうち土地についてみると国有地面積は約2,140万町歩(1890年)に及び、当時の民有有租地約1,285万町歩(1892年)の1.6倍にあたる¹⁾広大なものであった。さらに国有地の約17%約365万町歩は1885~88年に皇室有財産に組替えられており、この大面積の皇室有財産はわが国の国有財産所有構造上の基本的性格を規定する一の頂点をなす²⁾とともに、戦前期のわが国の社会経済構造を特徴づける物的基盤を形成していた。

国有財産の管理は1921年(大10)以前は1890年の勅令「官有財産管理規則」に基づいて行われていたが社会経済の発展とともに増大・多様化する国有財産に対し、その規則自体の不備とともに所管省庁ごとの自由裁量が大きかったため不統一な管理状態にあり、国有財産払下処分等に様々な不正事件が生じていた。その結果国有財産管理の統一・近代化のため法律改正の必要性がたかまり、1918年官有財産調査会が設置され法律制定、国有財産の整理統一に着手し、1921年近代的、統一な国有財産制度の基本法「国有財産法」が制定され、翌年4月から施行された。

この新たに制定された国有財産法の要点は次のようなものであった³⁾。

① 法律対象の拡張整理

旧規則では国有財産(旧法では官有財産と称した)は不動産と船舶に限られていたが、それを動産、権利等も含むものと拡張し、同時に財産区分を公共用財産、公用財産、営林財産、雑種財産の4種に分類した。「公共用財産」は公共の用に供せられる国の財産で道路、河川、橋梁、港湾、湖沼、公園などであり、「公用財産」は各省の事務や事業に供せられる財産で、その範囲は広く官庁用地、建物、官舎、兵舎、演習場、船舶、工場、学校、鉄道、神社用土地

建物まで含み、演習林もこれに含まれた。「営林財産」は森林経営の目的に供する収益財産で農林省、内務省所管の国有林がこれに該当し、「雑種財産」は上記以外のもの。

② 国有財産管理上の改善

従来国有財産管理は各所管省庁ごとに行われていたが、それを総括事務は大蔵大臣、直接的管理は所管大臣と管理系統を明確にした。また財産区分で見ると公共用財産は主として内務大臣、公用財産は各主管大臣、営林財産は内地～農林大臣、北海道～内務大臣、雑種財産は大蔵大臣の所管とした。

同時に用途廃止、処分等の管理上の変更を厳正にし、国有財産統計を整備し土地・立木竹の台帳価格を5年ごとに改定することとした。

③ 法律制定と同時に国有財産整理特別会計法が制定され、不必要、不利用の国有財産を雑種財産に繰入れ・整理処分し、それで得られた資金を整理に必要な費用や中央省庁の建築費、その他に充てることとした。そのため国有財産整理局（後に営繕管理局）を設置し、さらに整理事業の諮問機関として国有財産調査会、国有財産評価委員会が併せて設置された。

以上のような内容をもった法律の成立により、わが国の国有財産管理の体系化がなされたが、この法律の成立背景には第1次大戦後の財政危機のもとで国債整理、財政整理などの必要性とともに中央諸官庁の建築費の捻出などの社会経済的、財政的必要性があった⁴⁾のである。また国有財産整理事業は国有財産とりわけ国有地に対する民主主義的な主張や運動をバネに国家権力の再編成すなわち当時の権力内部における官僚機構の割拠性～国家的土地所有に依拠した省庁間のなわばり争い～を排除し、大蔵省にその権限を相対的に集中しようとする側面をもったものであった⁵⁾。

その国有財産整理事業は国有財産を前記のように4種類に区分したうえで、不必要・不利用のもので売却・譲与などの処分すべきと認められるものは大蔵省所管の雑種財産に組替え、大蔵省で処分するという方法で行われたもので、国有財産調査会が中心になり実地調査、整理案の策定が進められた。この整理事業は1918年より開始され41年まで継続して実施された。

国有財産整理事業の実地調査は第1次が1918年6月～30年8月にかけて内地府県、北海道及び海外植民地全域の公用財産を対象にし、第2次は1930年7月～34年4月に公共用財産等を対象にそれぞれ実施された。これに基づく整理案は第1～13整理案まで決定されたが、第1～8整理案（閣議決定1921年11月～32年3月）は主として公用財産について、第9～13整理案（同32年3月～37年12月）は内地府県の公共用財産等について決定した。

この事業で整理対象とされた国有地面積は当初計画では199千町歩、最終的には49千町歩であり、このうち文部省関係は当初案では154千町歩と最大であったが最終的には3.5千町歩で全体の7%強であり、最も整理対象面積が大きかったのは陸軍省で全体の72%を占めた。またこの整理事業の進行程度は各省庁の様々な抵抗により縮小されるなどしたが1934年度末で約70%進行し、その処分による売却収入は約109百万円（1941年度末）になった。その収入

の用途は中央諸官庁、議院建築費に43%、各省庁営繕費に46%と両者で90%に達する⁶⁾状態であった。

注

- 1) 昭和財政史 (VIII), p. 7~8.
- 2) 同上, p. 9.
- 3) 同上, p. 15~39.
- 4) 同上, p. 37~38.
- 5) 島 恭彦「帝国大学特別会計と演習林」経済論叢, 第94巻, 第5号, p. 14.
- 6) 前掲1), p. 168~180.

III. 戦前期の大学演習林

国有財産整理事業が開始された当時、文部省所管の土地面積は209千町歩（このほか植民地における借入地230千町）、その評価額148百万円（1926年度）であったが、面積の94%、評価額の32%は帝国大学、高等農林学校付属の演習林であり、文部省関係の整理事業はとりもなおさず演習林を対象としたものであった。

戦前期において演習林を所有したのは北海道、東京、京都、九州の四帝国大学と盛岡、三重、鹿児島の高農林学校でその総面積は約42万町歩で、1966年時点の国立大学22校の演

表-1 演習林設置状況 (単位 町)

	北海道	内地	朝鮮	台湾	樺太	計	立木材積 (千石)	立木価格 (千円)	土地価格 (千円)	価格合計 (千円)
東京帝国大学	26,775 (1)	9,743 (5)	47,501 (2)	57,629 (1)	20,775 (1)	162,403 (10)	54,100	8,070	2,162	10,232
京都帝国大学	—	2,262 (2)	17,091 (1)	60,001 (1)	20,002 (2)	99,356 (6)	45,188	7,551	380	7,931
九州帝国大学	—	424 (2)	21,681 (2)	2,011 (1)	20,507 (1)	44,623 (6)	19,630	921	335	1,256
北海道帝国大学	69,222 (4)	431 (1)	16,554 (1)	6,847 (1)	19,907 (1)	112,961 (8)	76,836	25,924	2,018	27,942
小計	95,997 (5)	12,860 (10)	102,827 (6)	126,488 (4)	81,171 (5)	419,343 (30)	195,754	42,466	4,895	47,361
盛岡高等 農林学校	—	866 (2)	—	—	—	866 (2)	401	356	73	429
鹿児島高等 農林学校	—	3,105 (1)	—	—	—	3,105 (1)	359	256	324	580
三重高等 農林学校	—	457 (1)	—	—	—	457 (1)	324	176	110	286
小計	—	4,428 (4)	—	—	—	4,428 (4)	1,084	788	507	1,295
総計	95,997 (5)	17,288 (14)	102,827 (6)	126,488 (4)	81,171 (5)	423,771 (34)	196,838	43,254	5,402	48,656

注) 昭和6年「官有財産整理=関スル参考書類」(北大演習林蔵)より作成。()は演習林箇所数。
立木材積等は昭和財政史 (VIII) p. 148~149より引用。

習林総面積約 127 千町歩¹⁾ の 3.3 倍に達する厩大なものであった。表-1 は 1931 年時点の大学、学校の演習林の状況を示したものである。これで見ると演習林総面積の 99% は四帝国大学演習林が占め、その設置箇所も本土のみならず海外植民地まで広く及ぶもので、学校のそれとは比較にならない広大なものであった。特に植民地の演習林面積は帝国大学演習林全体の 74% と 3/4 を占めており、戦前期大学演習林の大きな特徴である。

また、大学間の演習林の広さには大きな隔差があるとともに、その地理的分布でも東京、北海道と京都、九州各帝国大学ではその違いが大きく、京都、九州の場合植民地のその比重が圧倒的に高くなっている。これは表-2 に見るように各大学ごとに創設時期は異なるが、東京、北海道は比較的早い時期に創設が進み、京都、九州は遅れて創設されており、1920 年代の内地府県では土地所有関係が既に確立し、その他社会的諸関係に制約されるなど後発の大学ほど内地府県での演習林取得が困難であった結果であり、京都の場合はいづれも部落有林に地上権を設定したものであった。

表-2 各帝国大学の演習林創設年次

東京帝国大学	北海道帝国大学	京都帝国大学	九州帝国大学
1894 千 葉	1901 雨 竜	1921 芦 生	1922 早良(生の原)
1899 北 海 道	1902 中 川	1926 和 歌 山	1922 槽 谷
1902 府 中	1904 苦 小 牧		
1915 秩 父	1912 天 塩		
1923 愛 知	1923 和 歌 山		
1926 富 士			
1902 台 湾	1913 朝 鮮	1909 台 湾	1912 朝 鮮
1912 朝 鮮	1913 樺 太	1912 朝 鮮	1913 台 湾
1914 樺 太	1916 台 湾	1915 樺 太	1914 樺 太

さらに京都、九州の場合内地府県での演習林創設より海外植民地のそのの方が早く、両大学とも農学部開設以前に演習林を所有したのであり、京都はこの演習林の存在をテコに農学部の開設が行われた²⁾。以上のように各帝国大学間の演習林面積の大小は各帝国大学創設の歴史の古さや規模の大小による序列に対応する³⁾ 側面があったのである。

これら帝国大学演習林の創設、取得の形態は国有林の所管換(北海道内、樺太、台湾、内地～東京帝大千葉、九州帝大)、御料林の所管換(東京帝大愛知)、国有林の借地(朝鮮)、民有林の購入、寄付(東京帝大府中、秩父、富士、北海道帝大和歌山)、地上権設定(京都帝大)など様々な形態がみられるがその主体は国有林の管理換という形態であり、国家的林野所有の再編成あるいは国有林制度の一環として行われたものと言えよう。

では以上のような帝国大学の演習林がいかなる理由のもとに取得、創設されたか、北大の事例からみてみよう。北海道帝大の場合札幌農学校創設時より北海道農業の模範を示す目的で

広大な農場を付属していたが⁴⁾、後にさらに学校の基本財産の拡大および学校の維持拡大の資金にするため北海道庁より大面積の土地(未開地)払下を受け農場経営を行った。その農場面積は1888~96年で6,056町歩に達したが、北海道拓殖の進展とともにその拡大は困難になり「資金獲得の方針を変じ、専ら演習林の設定」⁵⁾にむかい、農地から森林取得に方向転換したのであった。この農地あるいは森林等の土地所有の理念は「高等の學術技芸を教授する学校は永久の財源を以て経済的自立の基礎を鞏固にし政事上の変動と相関連することなく超然政事以外に独立し偏に學術の進歩応用を務めざるべからざる」⁶⁾という学校財政をして一般会計から相対的に独立性を保たせるとの考えである。

ところでこの学校財政に対する考え方は明治期以来大学等の特別会計においてその発足時より一貫してあった特徴であった⁷⁾。すなわち、大学等の会計に関する具体的な規定が出来たのは1890年制定の「官立学校及図書館会計法」、「会計規則」によってであり、その法の第1条には「文部省直轄学校及図書館並農商務省所管東京農林学校ハ資金ヲ所有シ政府ノ支出金資金ヨリ生スル収入授業料寄付金其他ノ収入ヲ以テ其歳出ニ充ツルコトヲ許シ特別ノ会計ヲ立テシム」と規定し、帝国大学特別会計(東大)ほかの16直轄学校の特別会計が設けられた⁸⁾。この大学等の会計制度は表-3のように変遷するが、戦前期においてはその基本的な理念は変わらず、帝国大学以外一括した特別会計となった1907年の改正法第5条「学校及図書館ニ属スル収入ヲ以テ其ノ歳出ヲ支弁シ別ニ政府支出金ヲ要セサルニ到タルトキハ当該学校及図書館ノ為ニ特別会計ヲ設クルモノトス」に明らかのように大学、学校等が資金を保有し、それによって政府の財政(一般会計)から独立すると考えたのであった。また、ここで言う資金は単に金銭のみでなく、動産、不動産及び歳入残余等より成立するものとされ、他の特別会計の資金とは性格を異にするものであった⁹⁾。

すなわち、戦前期の帝国大学の特別会計においては、大学の歳出は政府支出金¹⁰⁾と授業料、寄付金や大学の所有する資金より生ずる収入によってまかなうとされた。資金には特別資金と維持資金の2種類があり、前者の収入は特定の用途にあて残余はその資金の増殖に充当し、後者の収入は大学の一般経費に充てることと規定¹¹⁾し、演習林はこの維持資金に編入された。

また、演習林は維持資金の主要なものとみなされ、森林は収入源として「各種ノ危険最モ少ク其ノ資本ノ増殖ニ最モ適当ナル性質ヲ有スルモノ」¹²⁾であり、それ故に「林業ノ完全ニ行ハレ得ル大面積ヲ保有スル必要アル」¹³⁾と理由づけたのである。東京帝大の例でも秩父演習林を購入(東大が所有する公債証券との交換で取得)する際の理由として「……前記山林ノ収益ハ平均一ヶ年約一万七百三十三円ノ計算トナレリ交換公債ノ価格ニ対シ年八分一厘余ノ利廻リニ相当ス故ニ交換ニヨリテ公債証券ノ利子ヲ填補シテ尚余リアリ」¹⁴⁾としたのであった。

このような大学の財政上の理由と同時に演習林は林学・林業の研究教育の発展・充実にともに拡大されたのである。すなわち、演習林創設がはじまる1900年前後は北海道開拓の全面

表—3 大学等の会計制度の変遷

期 間	内 容	根 拠 法 律
1890. 3 ~1907. 3	文部省所管直轄学校、図書館及び農商務省所管東京農林学校のそれぞれの学校等ごとの特別会計	官立学校及図書館会計法 (1890年法律第26号)
1907. 4 ~1921. 3	帝国大学については大学ごとの特別会計 直轄諸学校および帝国図書館はこれを一括した1つの特別会計	帝国大学特別会計法 (1907年法律第19号) 学校及図書館特別会計法 (1907年法律第23号)
1921. 4 ~1925. 3	帝国大学は大学ごとの、官立大学は一括した1つの特別会計 直轄諸学校および帝国図書館は一括した1つの特別会計	大学特別会計法 (1921年法律第11号) 学校及図書館特別会計法 (1907年法律第23号)
1925. 4 ~1944. 3	帝国大学および官立大学については、これを一括した1つの特別会計(ただし施行予算については大学ごとに施行) 直轄諸学校および帝国図書館は一括した1つの特別会計	大学特別会計法の一部改正 (1925年法律第17号) 学校及図書館特別会計法 (1907年法律第23号)
1944. 4 ~1947. 3	帝国大学、官立大学及び直轄諸学校を通じた1つの特別会計 (ただし、施行予算については学校ごとに施行)	学校特別会計法 (1944年法律第9号)
1947. 4 ~1964. 3	国立学校について一般会計	
1964. 4 ~	国立学校及び国立養護教諭養成所を通じた1つの特別会計	国立学校特別会計法 (1964年法律第55号)

注) 国立学校特別会計制度のあゆみ, p. 195~196より作成。

的な展開, とりわけ林業関係では従来の消極的な保護管理政策から積極的な森林開発, 森林経営への展開期をむかえ, 林業技術者, 官吏の養成, 林業技術の確立が要請され, 札幌農学校に森林科が開設(1899年)され林学・林業の研究, 教育が開始された時期であった。これは1898年の札幌農学校拡張意見書さらには簡易林学科新設説明書にみられるように, また, 北海道庁より「速成の林学生を札幌農学校に依託して養成するため」¹⁵⁾の協議や1900年道庁令第62号「札幌農学校森林科生徒給費規程」などの如く北海道開拓政策上, 森林行政上の必要性から生じたものであり, それに対応した林学・林業の研究教育の発展過程に伴い演習林創設が進められたのであった。

また, こうした理由は北海道のみでなく, 各帝大がそろって演習林の設置をみた海外植民地に関しても言えることであり, 樺太の例では国有林経営基本方針の策定(1913年)にあたり, 林野区分のなかに特殊官林として大学演習林用地が特に設けられ, それが各帝大に所管換されたように樺太の拓殖政策, 植民地経営の一環に組込まれていたのであった。さらに台湾, 朝鮮においても樺太とはその事情, 演習林設定の条件は異なるが, いずれも植民地経営の一部に組込まれていた。

帝国大学の演習林の大半が植民地に存在した事実やその役割からみれば戦前期の帝国大学演習林は日本帝国主義による植民地領有が演習林の存在の前提となっていた¹⁶⁾とも言えるのである。

演習林は以上のようにその成立時より財政的役割と研究教育という二重の性格を有していたのである。

注

- 1) 野口泰雄「演習林の現状における問題点に関する調査報告」東京大学「演習林」17号, p. 152, 1968年9月.
- 2) 関口鏡太郎「京都大学林学科の生い立ちと造園学講座の創設」大正昭和林業逸史, 下巻.
- 3) 島 恭彦「帝国大学特別会計と演習林」経済論叢, 第94巻, 第5号, p. 3.
- 4) 北海道農地改革史, 上巻, p. 144.
- 5) 北海道帝国大学沿革史, p. 141.
- 6) 同上, p. 135「札幌農学校へ同窓会所有土地財産寄付願」.
- 7) 島 恭彦「国立大学特別会計の史的考察」経済論叢, 第93巻, 第4号.
- 8) 札幌農学校はこの時点ではまだ北海道庁所管であり, 1895年文部省の直轄学校となつてはじめて特別会計が設けられた。
- 9) 明治大正財政史, 第2巻, p. 495~497.
- 10) 1907~1924年の間, 帝国大学のうち, 東京, 京都帝大はこの政府支出金は定額制(実際は毎年増大しつづけた)がとられ, 後述表-5の様に帝大間の支出金に大きな差があった。
- 11) 1907年勅令第53号, 帝国大学特別会計規則による規定.
- 12), 13) 北大演習林蔵「官有財産整理ニ関スル意見書」1928年3月.
- 14) 東京帝国大学農学部付属演習林, 演習林例規, p. 17~18.
- 15) 前掲5), p. 149.
- 16) 前掲7), p. 14.

IV. 演習林に対する整理縮小案¹⁾

前章で述べた状態にあった演習林に対して国有財産整理事業のなかでどのような整理縮小案が出されたか次にみてみよう。

演習林を対象とした整理案は数次に亘って出されたが, 第1整理案(1921年11月閣議決定)では北海道帝大(以下北大)の農場, 演習林と東京帝大(同東大)の北海道所在演習林がその対象となった。

その内容は北大に関しては①農場6,229町歩は「経済上財政上将又社会政策上現状ヲ継続シテ永ク大学ニ保留セシムルハ頗ル不利益ナリト認ムルカ故ニ将来學術用其ノ他トシテ直接必要ナル部分ヲ除クノ外漸次借地人其ノ他ニ売却整理シ資金ハ他ノ方法ニ依リ運用スルコト」と直営農場以外の小作農場(第3~6, 第8農場)の整理, ②演習林は「学理ノ研究及学生ノ演習ノ為ニ要スルモノトシテ其ノ面積執レモ広大ニ失シ多クトモ一千町歩ノ地積ヲ以テ優ニ此等ノ目的ヲ達シヘシト認ムル」と各演習林とも全て1,000町歩程度に縮小し, 残余は整理すべきというものであった。

また, 東大に関しても北大同様1,000町歩程度に縮小すべきというものであった。

この第1整理案は北海道と六大都市所在の公用財産~国有地を重点的に対象としたもので, 整理すべきとされた国有地の面積は約190千町歩, そのうち文部省関係約151千町歩と最

も大きく、次いで陸軍省の約32千町歩であった。また、第1整理案が全整理案中最も大面積に及んだ。なお、同時に整理案に付帯して「北海道国有未開地処分法の改善」、「北海道国有林経営方法の改善」の意見が付けられた。

第2整理案（1925年8月閣議決定）では盛岡高等農林学校の経済農場30町歩と演習林のうち約400町歩の整理縮小が出された。第3整理案（1927年7月閣議決定）では鹿児島高等農林学校の演習林を1,000町歩程度に整理縮小、第4整理案（1928年3月閣議決定）では京都帝大に対し演習林は面積廣大に失し必要程度を越えるから東大北海道演習林に対する整理案の趣旨に従い相当程度に整理縮小すべきとした。なお、同整理案では第四高等学校に対してその位置不適當につき移転すべきとの意見が出された。

また、九州帝大に対しては²⁾各演習林とも最高1,000町歩程度に縮小し、さらに生ノ原演習林（福岡府早良郡所在、約55町歩）は「地積狹隘ニシテ演習林トスルニ足ラサルカ故ニ」廃止すべきとの整理意見が出され、さらに第五高等学校に対しては所有する貸付耕地の整理意見が出された。

以上のように文部省関係は1921～28年の第1～第4整理案で総計約153千町歩の整理縮小案が示され、1929年までの国有財産整理事業総計約197千町歩のうち78%が文部省関係であった。しかし、演習林を主体としたこれらの整理案は次章で詳述するように文部省、各大学等の反対が強く1929年末までに文部省関係の整理事業の進行は北大第7農場の売払、第2農場宅地の売払³⁾などを含め約2,800町歩、計画の2%にすぎず、演習林の整理問題は保留となっていた。

そのため国有財産調査会は1930年樺太の実地調査の結果、各帝大演習林は樺太以外の演習林と一括して別途適当な整理方法を講ずべきと決定し、新たに演習林整理問題の検討のため特別小委員会を設け作業を進めた。小委員会では新たに実地調査（1932年北海道所在演習林）や、文部省、各帝大から参考資料の徴収などを行うとともに1931年6月には演習林整理縮小の決議案の審議が進められた。

この小委員会で審議された決議案は注4)に見るように大きくわけてI～III案、さらにそれらに3～4案があるというように種々のものがあったが、以下要約すると次のようなものであった。

I. 帝大演習林に関して二案あり、第一案は面積が廣大のみならず、その分布が大学所在地とは遠隔地に存在し実習、管理経営上非能率であるので地域を分割し、樺太、北海道は北大演習林のみ残し道内も一カ所とし、九州、台湾、朝鮮は九大演習林のみ残し、内地については東西に分けそれぞれ東大、京大が管理する。さらに1演習林の面積は「一事業区トシテ経済的ニ経営シ得ル」広さとし、農地、開墾適地は整理する。

第二案は整理方針の大すじは第一案同様であるが、管理経営の実績のある演習林はその地理的分布にかかわらず残す。

第三案は大学、学校の演習林共通し従来「相当ノ投資」をしたものはそのままとし、未利用の演習林のみ整理する。

この第三案は非常に漠然とした、現状肯定の消極的な整理案であるが、第一、第二案にみられる地域分割による演習林配置案は後にみるように、大学における研究教育の観点を無視した管理効率のみを重視する官僚的な主張であると言えよう。

II. これも三種の案があり、第一案は注9)の別案のように1演習林1万町歩を基準とし、残余の整理対象面積のうち森林経営に適するものは国有林に移管し、その他は雑種財産として大蔵省に移管する。

第二案も前案同様整理するが残余の整理対象中森林経営に適するものは公共団体等に払下げ、その他は売払い資金化して大学が管理する。

第三案は演習林の管理経営の実態は単に研究教育のみでなく「一ノ事業」として森林経営を行っている状態にあるので、この両者の目的を兼ねそなえた新たな国有財産区分として「学林財産」を創設し、公用財産から組替え演習林は農地等を除き現状のまま存続させる。

このIIの第一、第二案は演習林を大学の基本財産(資産)として認めるか否かによって異なる処分方法が出ているものであり、第三案は後にみる大学の存続主張を認めたものであった。

III. これには四種の案があり、このうち第一、第二、第四案は前述IIの各案とほぼ同一趣旨のものであったが、第二案はIIのものに比べると整理処分方法は異なり、収益を目的とした営林財産を大学に管理させるとしている。

第三案は大学、学校間の演習林所有及びその面積の不均等、不公平の是正のため、自然的条件等の同一地域にある演習林は適当な面積の一カ所に集約し、大学・学校の共同利用とし残余は整理する。

この第三案にみられる共同利用化の構想は演習林に対する整理事業開始以来、調査会等において根づよくあったところの何故に各大学等がそれぞれに同一地域で演習林を所有するのかという疑問から出てきたものであり、これは同時に各演習林の創設経過にみられた所管換等の官僚的側面や、「大学がおち入りやすい教育研究上のセクショナリズム」⁵⁾への批判でもあった。

以上みてきたように国有財産調査会の演習林整理案は様々なものがあり、その統一的な考え方はかならずしも明白でない。これは演習林が研究教育上の用途とともに財政経済上の用途という二面性～二重性格を持つという事実に規定され、演習林をそのどちらに重点をおいて考えるかによって、その整理方法、整理の影響も異なるため、整理方針も様々なものが出されたのであり、調査会自体演習林の適正規模を決定しかねたのである。

ともあれ調査会の演習林整理案は当初の1,000町歩案から大幅に後退したものとなり、文部省、大学等の抵抗のもとで1934年4月第11整理案で以下にみるように、条件づきでかつ新たな問題を提示しつつ現状のまま整理せずとの決定をみた。

第11 整理案（昭和9年4月13日，閣議決定）

文部省所管

一．各帝国大学及各高等農林学校演習林

文部省ノ管理ニ属スル各帝国大学及各高等農林学校ニ付テハ国有財産調査会ニ於テ大正十年ヨリ昭和三年ニ亘リ実地調査ノ結果孰レモ其ノ面積廣大ニ失スルヲ以テ各一千町歩程度ニ之ヲ縮小，整理スヘシト決議セラレ夫々閣議決定ヲ經タルモノナルカ文部当局ニ於テハ一ハ演習林ノ使命ニ鑑ミ各演習林ノ面積ハ決シテ過大ニアラス他ハ特別會計法ノ性質上之ヲ整理スルコトヲ得ストノ理由ニ因リ整理セサリシヲ以テ国有財産調査会ハ昭和五年樺太所在各帝国大学演習林ヲ実地調査ノ結果右樺太ニ所在スル各帝国大学演習林ニ付テハ樺太以外ニ存スル演習林ト一括シテ別途ニ適当ナル整理方法ヲ講スヘキモノト認ムト決議シ閣議ノ決定ヲ經タリ依テ之カ整理問題解決ノ為特ニ小委員会ヲ設ケ国有財産調査会実査委員ノ実査報告其ノ他各種ノ参考資料等ニ依リ慎重ニ之カ審議ヲ為サシメ彼此勘案スルニ各演習林カ学理ノ研究及学生ノ演習ノ為ニハ既ニ閣議決定相成タル一、千町歩程度ヲ以テ足レリトスル国有財産整理案ハ大体ニ於テ今尚相当ナリト認ムト雖各演習林ハ他面ニ於テ何レモ大学及学校図書館資金ヲ構成シ大学及学校図書館特別會計ノ重要ナル収入財源タリ而シテ大正十年実地調査ノ際ハ各演習林ニ於テハ適切ナル施業計画モナク殆ント放置セラレタル部分多カリシカ其後実地調査ノ回ヲ重ルニ從ヒ漸次改善ノ蹟見ルヘキモアリ今回実地調査スル所ニ依レハ東京北海道兩帝国大学ニ於テハ各演習林ニ付夫々相当ナル施業計画ヲ樹立シ合理的ニ山林ヲ經營シツツアルヲ以テ必スシモ之ヲ整理スルノ要ナキモノト認メラル只演習林ノ名称ハ其ノ実体ニ適合セサルカ故ニ宜シク適当ナル名称ニ改メ之カ經營ニ付キテハ適当ナル施業計画ヲ定メ最善ノ注意ヲ払ヒ又地元住民ノ便益ヲモ考慮スルト共ニ一面学理ノ研究及学生ノ演習ノ為メ之ヲ使用スルコトヲ得シメ以テ名実相伴フコトヲ期スヘキモノト認ム

尚ホ大学及学校ノ所有スル演習林ハ一地方ニ偏在シテ全国的ニ普遍ナラサルノミナラス之カ収入財源トシテ觀察スルモ各大学及学校ノ間ニ頗ル公平ヲ欠クモノアルコトヲ否ム能ハス換言スレハ現在ノ演習林ハ統一の方針ヲ以テ各大学及ヒ学校ニ分配セラレタルモノニアラスシテ幾多ノ不備アルモノナリト言ハサルヘカラス依テ政府ハ将来ニ於テ演習林ノ地理的分配ノ適当及資金ノ權衡等ニ付キテモ慎重ニ考慮セラレ之カ弊ヲ改ムルコトニ留意セラレムコトヲ望ム

調査会ノこの最終意見ハ演習林ハ研究教育のためには当初案のごとく1,000町歩で十分との認識は不変であるが，演習林の財政經濟上の役割すなわち特別會計の資金の構成要素，重要な収入源として認められ，整理事業開始当時からみると施業計画の整備も行われ，単なる所有（未利用）の状態から合理的な山林經營が進みその機能をはたしつつあるので必ずしも整理の必要なしというように，演習林の財政經濟的役割からその存在，規模を是認したのであった。また，付帯意見では各大学・学校に対し演習林の名称をその実態～二重性格～に合うように改め

ること、計画的山林経営の実施、地元住民への便益の供与等山林経営体としての充実とともに研究教育上の利用充実を求め、さらに政府に対しては演習林の分布の適正化、収入源としての演習林の均衡等の配慮を要望したのであった。

注

- 1) 以下の経過等については北大演習林蔵「国有財産整理問題ニ関スル書類綴」にもとづき記述するが、引用において特に記さないものはすべてこの一件書類によるものである。
- 2) 年次は不明であるが、整理案の地域からみると1927年の第3整理案と考えられる。
- 3) 北大農場の整理経過は、1927年第2農場宅地11.9 ha、1928年第7農場42.4 ha、1929年同28.4 ha及び第2農場宅地0.4 ha、1930年第2農場宅地3.9 haの売却と1928年第2農場1.98 haの大学本部敷地への用途変更、1929年第2農場3.06 haと道庁用地3.35 haを相互管理換し、その第1農場への繰入である。
- 4) 小委員会における演習林整理に関する決議諸案 (I, II, III)

I. 第一案

演習林ハ総面積四十二万六千五百五十町歩ニ上リ一ヶ所数万町歩ヲ超ユルモノアリテ演習林トシテ面積廣大ニ失スルト認メラルルノミナラス其ノ地方的分布ノ状態ヲ見ルニ学校ノ位置ト甚シク隔絶シ学生ノ演習上ノミナラス其ノ管理経営上頗ル不便ナリト認メラルルモノ少カラス仍ツテ左ノ如ク整理ヲ為スラ適当ト認ム

- 一. 北海道及樺太ニ所在スル演習林ハ北海道帝国大学所属ノモノヲ存置シ他ハ之ヲ整理スルコト尚同一地方ニ二ヶ以上ノ演習林存スルキハ之ヲ一ヶ所ニ整理スルコト
九州、朝鮮及台湾ニ所在スル演習林ハ九州帝国大学所属ノモノヲ存置シ他ハ之ヲ整理スルコト内地ノ演習林ハ東部及西部ニ分チ東京及京都各帝国大学ニ於テ各之ヲ管理スルコト
- 二. 演習林トシテ存置スルモノノ面積ハ一事業区トシテ経済的ニ経営シ得ルコトヲ目標トシ余積ヲ生シタルトキハ之ヲ整理スルコト
- 三. 演習林ニ属スル貸付農地又ハ開墾適地ノ如キハ可成之ヲ整理スルコト但シ営林上已ムヲ得サル事情アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二案

第一案ノ通り整理ヲ為スモ尚従来演習林トシテ完全ニ管理経営セラレ来リタルモノアルトキハ地方分布ノ状態如何ニ拘ハラス之ヲ存置スルコト

第三案

演習林中各学校ニ於テ已ニ相当ノ投資ヲ為シタルモノハ之ヲ存置シ然ラサルモノハ之ヲ整理スルコト

II. 第一案

演習林ハ総面積四十二万六千五百五十町歩ニ上リ一ヶ所数万町歩ヲ超ユルモノアリテ演習林トシテ面積廣大ニ失スルト認メラルルモノ少カラス仍ツテ別案ノ如ク整理ヲ為シ余積ニ付テハ森林経営ノ目的ニ供スルヲ適当ト認メラルルモノハ夫々当該官庁ノ管理経営ニ移サシメ然ラサルモノハ大蔵省所管雑種財産トシテ引継ヲ為サシムルヲ適当ト認ム

第二案

(前文は第一案と同じ) 別案ノ如ク整理ヲ為シ余積ニ付テハ森林経営ノ目的ニ供スルノ要ナキモノハ速カニ処分ヲ為シ又森林経営ノ目的ニ供スルヲ適当ト認メラルルモノハ公共団体等適当ナル経営者ニ払下クル等適宜ノ方法ヲ講ジ以テ之ヲ資金化セシムルヲ適当ト認ム

第三案

各帝国大学各高等農林学校ニ於テ所有スル演習林ハ其ノ面積概シテ廣大ニシテ演習林トシテ必要ナル程度ヲ超ユルモノ少カラス而シテ各学校ニ於テ演習林ヲ管理経営スルノ目的ハ学生ノ演習ヲ目的トスルノ外尚学校ニ於テノ事業トシテ森林ノ経営ヲ為スカ如キ実状ニ在リ仍ツテ此ノ実状ニ鑑ミ国有財産法上新ニ学林財産ナルモノヲ設ケ学生ノ演習ト森林ノ経営トヲ兼テテ目的トスル一種ノ財産ヲ認ムルコトヲ適当トス但直接ニ演習

又ハ森林経営ノ目的ニ供セザル部分例ヘバ貸付農地ノ如キ速ニ整理スヘキモノト認ム

II の第一、第二案の別案 (整理意見)

東京帝国大学

北海道演習林～1万町歩以内の一事業区とし他は全部整理
 朝鮮演習林～同上
 台湾演習林～同上
 樺太演習林～同上

京都帝国大学

朝鮮演習林～同上
 台湾演習林～同上
 樺太演習林～1事業区で足りるので比較的農耕適地の多い泊岸村所在 (11,717町歩) は整理

九州帝国大学

朝鮮演習林～1万町歩以内の一事業区とし他は全部整理
 樺太演習林～現に学術研究、学生実習に供している約半分を除き他は整理

北海道帝国大学

雨竜演習林～1万町歩以内に縮少し他は全部整理
 中川演習林～学術研究、学生実習の為には雨竜演習林で充分であるので本演習林全部縮少
 天塩演習林～同上
 朝鮮演習林～1万町歩以内に縮少、他は整理
 樺太演習林～現に第1事業区として利用している部分 9,732町歩以外は整理

各高等農林学校

整理意見なし

III. 第一案 (以下は昭和財政史 VIII p. 152～p. 153 による)

東京、京都、九州及北海道各帝国大学の有する演習林総面積四十二万一千八百九町歩に上り一カ所数万町歩を越ゆるもの少からす右は演習林として面積廣大に失するものと認められるを以て各大学一地方に一箇所面積一万町歩以下に整理を為し余積に付ては国に於て森林経営の目的に供するを必要と認められるものは夫々当該官庁の管理経営に移さしめ然らざるものは大蔵省所管雑種財産として引継を為さしむるを適當と認む

尚右整理に関し法律改正の必要ありとせば改正の手續を採られんことを望む

第二案

(前文は第一案と同じ) 一カ所面積一万町歩以下に整理を為し余積に付ては国に於て森林経営の目的に供するを必要と認められるものは営林財産として各大学に管理を為さしめ然らざるものは各大学に於て速に処分を為し之を資金化せしむるを適當と認む

第三案

東京、京都、九州及北海道各帝国大学の有する演習林の面積は別表に示すか如く一様ならず即ち氣候樹種等の関係上同一状況に在りと認められる地方に於て或る大学は過大の面積を有するものあり或る大学は全然演習林を有せざるものあり又高等農林学校の演習林に付て見るに盛岡、鹿児島及三重の三高等農林学校は演習林を有するも他の農林学校は之を有せず其の演習林を有するものに付ても面積の相違甚しきものあり如此或る学校に於ては必要以上に演習林を所有し他の学校に於ては之を有せざるか如き不公平の状態は之を改むるを適當とするか故に氣候樹種等の関係上同一状況にある地方に於ては演習林を一カ所に定め且つ演習林として適當なる面積を定め各大学及農林学校に於て共同に使用せしめむることとし其他は之を整理するを適當と認む

第四案

各帝国大学各高等農林学校に於て所有する演習林は其の面積概して廣大にして演習林をして必要なる程度を越ゆるもの少なからす而して各学校に於て演習林を管理するの目的は学生の演習を目的とするの外尚学校に於て一つの事業として森林の経営を為すか如き実状に在り仍て此の実状に鑑み国有財産法上新に学林財産

なるものを設け学生の演習と森林の経営とを兼ねて目的とする一種の財産を認むることを適当とす

5) 島 恭彦「帝国大学特別会計と演習林」p. 19.

V. 整理縮小計画に対する大学、文部省の対応

これまで述べてきたように演習林の整理縮小案は当初の1,000町歩案から10,000町歩案に後退し、さらに最終的には現状維持という結果になったが、この一連の過程で大学等は演習林をどのように役割づけ、整理縮小計画に対応したか検討してみよう。

1921年第1整理案が決定される際文部省は調査会総会で、演習林の面積は決して広大すぎず、もし整理すれば学生修学上多大の支障が出ると主張し、さらに閣議では北大農場は整理の余地あるが「演習林ノ件ハ決シテ譲ラズ若シ之ヲ委員会ノ決議ノ如クシタルトキハ大事件トナル」¹⁾として「各省ニ於テ不得止差支ナキ限りハ成ル可ク委員会ノ通り整理ヲ実行スルコト」との修正意見を提案するなど、演習林整理縮小に対して当初より強固に反対意見を主張した。しかし第1整理案は調査会原案通り閣議決定をみたため、文部省は北大、東大にその実施について意見を求めた。これに対し北大は「本学トシテ頗ル重大ナル事項」(大正11年7月29日、北大第421号)として次のような反対意見を提出した。それには演習林は「研究林乃至実習林ニシテ林学林業ニ関スル有ユル事項ノ研究及実習ヲ目的トスル所」と定義したうえで以下の理由をあげた。

① 演習林の適当面積は各地方の経済事情、交通運輸機関の発達程度によって異なるが、一カ所の演習林は合理的な連年作業で独立した林業経営が可能な面積を必要とし、その林業経営の単位としては当時の国有林営林区署の平均管理面積約25千町歩が基準である。

② 研究・演習に必要な経費の支弁と同時に大学の基本財産として森林の改善、蓄積の増加をはかり資金を増殖するために連年保続収入が挙げ得る相当大面積が必要である。

③ 演習林は「組織的経営法」を実施し、「医学生ノ病院実習ニ於ケルカ如」く、学生生徒に実地演習を課し森林の経営法、利用法を会得させる必要があるが、北海道では季節的制約のため林学科、実科6学級の実習は夏期間に集中的に行わざるを得ず、そのため道内4カ所の演習林が必要である。また、北大演習林は林業一般の研究とともに北海道林業の具体的な課題解決を重視する必要があり、演習林では火山灰地の利用法(苫小牧)、山火跡地の速成更新法(天塩)、地竹密生地の経済的更新法(中川)、木材の集約的利用法(雨竜)などそれぞれ重点課題を設定している。さらに大学は専門学校とは異なり一地方一局部の研究のみでは不十分で、気候風土によりそれぞれ森林状態は異なるため、各地方に演習林を設置して林学・林業研究の必要がある。植民地に所在する演習林は当該地方毎の課題、樺太～寒帯地方の林業上の各種試験研究、朝鮮～荒廃した森林の復興促進、台湾～熱帯より寒帯にいたる植物垂直分布のもとでの各植物帯毎の経営法及びその比較研究などを行っている。

④ 林学・林業の研究法、施業法は画一的なものでなく多種多様であり、しかも実地の森

林に立脚して長期間に亘り継続的、大規模に実施すること、犠牲的投資などを要するものであり、これらのことは国公有林では経済的事業が優先し保安上保存の必要な森林ですら濫伐されている事例からして不可能である。もし演習林を整理縮小すると従来の調査研究は煙滅し、研究教育の推進は不完全となる。

これらの理由から演習林が大面積、各地に設置することを説き、「大学附属ノ演習林ヲ保育シ収入ヲ次位ニ置キ研究ヲ主トシテ一方学生生徒ノ演習実習ニ供用シ他方関係ノ教官ヲシテ自由ニ画策攻究セシムルヲ要ススクシテ始メテ学生生徒ノ実地教育ヲ完成シ又独創的方法乃至新事業ヲ発見シ得ル所ナリ本学ガ附属演習林ヲ所有スル趣旨亦茲ニ在リ」と研究教育上の役割、林学研究の方法論等をたてに、さらには施業計画、研究部の設置などの将来構想を示しつつ整理案に反対した。

また、東大の対応は、演習林は林学・林業の研究とともに「一施業区即チ保続的林業経営ノ単位タル」森林を管理経営する「高等管理者」、技術者を教育養成することを目的としたものであり、さらに森林・林業は地域性が強いので様々な地方に演習林を設置する必要がある、その面積は「其地方ノ理想的一事業区」が必要であり北海道の場合は国有林営林区署の平均管理面積約25千町歩程度の面積が必要であるとして整理縮小に反対した。

このように北大、東大とも演習林の研究教育的役割の強調とともに、その必要面積の基準を国有林の管理面積において反対論を展開した。この必要面積の主張は大学林学科が林業官吏、技術者の教育養成の機関として発足したことを背景とするものであった。また、研究、施業の方法論、あり方による主張は従来の林学・林業の研究教育の欧米学術直輸入思想から第一次大戦を契機にした学术交流（輸入）の途絶、国内における社会経済の発展などの社会的背景のもとで自前の独創的な、現実に対処しうる学問研究、教育の必要性が認識されつつあった結果であると言えよう。

しかし、大学側の研究教育的役割からの主張に対し、大蔵省営繕管理局が「樺太及北海道ニ於テ演習林ガ製紙会社ニ有利ニ払下ヲ行ヘル様非難アル事」を理由に再度北大、東大の調査を行う²⁾など、調査会は大学の主張とは矛盾する側面からの見解が強かったのであり、北大、東大に引続き前章で見たように他大学、学校演習林の整理案が決定された。

1928年1月大学、学校の全演習林の整理案が決定したため新たな対応が必要となった文部省は大学・学校の全演習林長を集め協議会を開催した³⁾。会議に際し文部省は各大学、学校に対し演習林の管理経営状況とともに整理問題に関連して必要面積とその理由、研究教育及び経済上1,000町歩以上必要とする場合、その具体的な必要面積とその理由の説明を求めた。

これらの質問に対し北大、東大は前述の主張とほぼ同じものを、京大は縮小とは反対に拡張計画を有していること及び実習の未実施、施業案の未編成を理由に整理縮小を企てることは「根本ノ意見ニ於テ全然相異スルヲ以テ敢テ茲ニ弁明ノ要ナキモノト認ム」と説明を拒否した。九大は「朝鮮、台湾及樺太ニ演習林ヲ設置シタルハ自発的デナク他ノ大学ノ例ニ倣ヒ之ヲ設置

セリ」とし、特に樺太演習林に関して「林業ノ経営ニハ是非トモ一定ノ林業夫ヲ要ス樺太庁ノ援助ヲ受ケ即チ有利ノ条件ヲ以テ其ノ一部ヲ庁ニ返付シ相共ニ協力シテ林業ノ発展ヲ期スルコトヲ得バ其一部返還ハ敢テ辞スル所ニアラズ」と他大学とは異なる対応をするが、最終的には「之ヲ整理スレバ第一王子製紙会社モ立行カス又大学ノ研究モ不可能トナル……各演習林ハ要存地ニ属シ地方経済ニ重要干係ヲ有スルヲ以テ之ヲ分割整理スルコトハ不可能」と主張した。

さらに各農林学校も整理縮小には反対を唱え最も小規模で整理の対象となっていない三重も「現在林ヲ以テ満足スルモノニアラズ冀クハ之ガ拡張ニ就テノ助力ヲ懇請」する状態であった。

また、北大は道内所在演習林の必要性を説明する際、1922年当時説明した各演習林の重要課題を補足して新たに次のような課題を設定した。

雨竜～トドマツ林の経営と更新法、針広混交林の更新法、中川～エゾマツ林の経営と更新法、地竹叢生地における経済的更新法及び作業法、天塩～アカエゾマツ林の経営と更新法、植物生態学的研究及び演習（特に蛇紋岩地帯）、苫小牧～広葉樹の更新法、火山灰地の適応樹種及び生長試験、さらにこの間に新設された和歌山演習林は暖帯林の研究、特に伐採跡地の更新、造林の研究とした。

以上のような北海道内の更新法、作業法等の新たな研究課題の設定は北海道林業上主要樹種であるトドマツ、エゾマツ、アカエゾマツに関して利用のみが先行し、その生態的關係、更新法などが等閑視されていた実態からみると的を得たものであり、これらの課題は現在でも未解決の部分があるものである。また、同時に1927年以降北海道第二期拓殖計画で従来の造林事業の反省から郷土樹種の造林奨励事業⁴⁾が開始されるなど、北海道林業は新たな展開期を迎え、時代的要請でもあった。

各大学・学校がこぞって演習林の整理縮小に反対をしたのであったが演習林として大面積の森林が必要という論点については、例えば京大台湾演習林（約6万町歩）のうち約90%は蕃地に属し、実質的に大学で管理経営が可能なのはその10%にすぎないということや、樺太の各演習林はいつでもその半分の地域しか利用していなかった等の事実からして、かならずしも説得的なものではなかった。そのため従来大学等の演習林存続論の主張に歩調を合わせてきた文部省も各大学・学校に対し「(1) 整理シ得ベキモノハ之ヲ整理スベシ、(2) 整理スルコト不可能ナルモノハ其ノ徹底的理由書ヲ各演習林毎ニ提出スルコト」との指示を出す状態となった。

文部省の従来みられなかった対応に対し、北大は1928年3月次のような回答を提出した。それには従来からの主張に加えて、道内に大面積演習林三カ所を所有する理由として新たに、原始林保存の必要性和大学の財政経済面に対する重要性を主張した。前者の理由は「森林ノ学術上最モ貴重ナルハ自然ノ材料ニシテ原始林ノ如キ状態ハ到底人工ヲ以テ造成シ能ハザルモノナリ……現時ノ研究ニ必要ナルノミナラズ将来永久ニ其ノ保存ヲ要スルモノナリ……」と言うものであった。後者については従来ほとんど表面上強調しなかった論点であったが、「本大学

全体トシテ特別会計ノ実ヲ挙グル為ニハ最モ確實ナル資本ヲ有シテ利殖ノ道ヲ講ズルノ要アリ
森林ハ此目的ニ対シテ最モ適当ナル性質ヲ有スルモノニシテ資本トシテノ確實性ニ富ムモノナ
リ……其ノ資本ノ増殖ニヨル収額ハ保続的作業ニ供フ成長ニ由リテ補充セラレ全ク減少スルコ
トナク反テ林力ハ次第ニ高メラル、ヲ常トス……本学經濟上ノ關係ヨリスルモ演習林ハ特殊ノ
目的ヲ有スルモノ、外ハ林業ノ完全ニ行ハレ得ル大面積ヲ保有スル必要アルモノトス」と特別
会計法上ノ維持資金ノ規定〜その利子、収入を大学の経費にあてるもので、原則として資金は
消費できない〜を論拠とした。

その後調査会ノ種々ノ決議案ノ検討などノ新たな動きノなかで、1931年1月文部省は北大
に対し再度利用状況ノ報告ノ提出とともに、大面積ノ演習林ノ必要理由ノ説明を求めた。それ
と同時に、演習林は小規模な基礎的研究に限定し、応用的研究は国有林で実施することにより
演習林は小面積で十分ではないか、また、北大が研究教育上ノ観点から大面積ノ必要性を力説
するが「事実ハ収入ヲ挙グル為ノ財源トシテ利用シ居ルニアラサルカ」等ノ疑問がだされた。

これに対し北大は「総テ學術ノ研究ニハ理論ト実験トノ相伴フヘキコトヲ要スルモノナル
ガ林学ノ如キ応用ヲ主トスル學術ニ於テハ殊ニ此必要アルモノトス……演習林ハ林学ニ関スル
各種ノ基礎学科ヨリ専門学科ニ至ルマデ学生生徒ヲシテ必要ナル実習ヲ此処ニ施行シ最高学府
トシテ深遠ナル学理ノ探究上教官ノ実験場トナリ更ニ地方ニ必要ナル林業上ノ實際問題ヲ解決
シ社会ノ進歩ニ貢献セントスルノ用ヲナスモノナリ」と学問論、研究ノ社会性等ノ主張を繰返
すとともに、国有林トノ事業成績ノ比較などを用いその存続を主張した。

文部省は大学ノ根強い整理反対、抵抗により、大面積ノ必要性に関しては少からず疑問を
持ちつつも、調査会ノ審議ニ対応するため、1931年7月再度帝大演習林長協議会を開催し演習
林整理ニ対する意見統一をはかり、協議会作成ノ意見書をもとに文部省意見⁵⁾を作成し同年
8月調査会に提出した。

その内容は大学演習林ノ一部には整理すべきものあるにしても、その整理は大学に一任す
べきであるとして、演習林ノ研究教育上ノ役割と大学における財政經濟上ノ役割ノ両面からそ
ノ存続を理由づけたのであった。

研究教育上ノそれは林学・林業ニ関する研究・教育ノ特質、その方法論、歴史的経過、あ
るいは大学ノ自主性など大学側ノ主張を全面的に支持したものである。他方大学特別会計法上
ノ規定に依るそれは、各大学ノ主張と何ら変らないが「学校会計ノ独立ヲ期スル」、「演習林ハ
此ノ特別会計核心トモ言フベキ資金ヲ構成ス」等ノ論拠ニ対し、鳥教授は物質的裏づけのな
い、現実ばなれした言葉⁶⁾と指摘している。

これに関連して当時ノ各帝大演習林ノ収支ノ状況を見ると表-4ノようになる。これでみ
ると各大学とも総体ではいづれも収入が支出を超過している。しかし、各大学ノ収支内容は収
益のある(収支が黒字)演習林は東大では北海道演習林のみ(290万円)、京大は樺太演習林のみ
(120万円)、九大も樺太演習林のみ(32万円)、北大は雨竜、中川、天塩、樺太ノ各演習林(78万

表-4 各帝大演習林の収支の状況

(単位 円)

		大正14年	15年度	昭和2年	3年度	4年度	5年度	合計	大15~昭 5小計	同平均 年収益
		度以前		度						
東京帝国 大学	収入	6,181,705	887,233	980,346	1,047,789	984,554	816,650	10,897,269	4,716,572	68,203
	支出	5,553,873	865,253	895,566	983,661	955,943	675,133	9,925,436	4,375,556	
京都帝国 大学	収入	668,089	127,863	165,079	173,978	167,029	163,743	1,465,781	797,692	3,506
	支出	541,943	152,760	168,051	148,862	135,964	174,523	1,322,103	780,160	
九州帝国 大学	収入	55,761	56,703	77,409	143,875	107,006	97,294	539,064	482,287	31,366
	支出	204,589	45,589	54,256	70,493	64,613	90,503	535,368	325,454	
北海道帝国 大学	収入	2,305,420	360,229	422,982	388,706	392,359	344,570	4,214,266	1,908,846	86,525
	支出	1,881,323	286,572	305,064	313,080	304,344	267,160	3,357,543	1,476,220	

注) 表-1と同じ。

円、43万円、56万円、7万円)という状態で、この演習林以外は全て支出超過となり、前記演習林での収益で全体をカバーする結果となり、各大学演習林ともその収益の基盤は樺太、北海道のいわゆる新開地に集中していたのである。また、演習林創設の新旧による累積収支でなく条件を同じにして比較するため昭和期のみの年間収支についてみると、各大学間の収益の隔差は大きく、演習林設定の条件の違いがそのまま収益差となってあらわれ、いちがいに「恒久的収入財源タル点ニ於テ学校資金トシテ極メテ理想的性能ヲ有スル」と言える実態ではなかった。

また、北大の場合、昭和期(1926~1930年)の農場、演習林の収支の状態は農場が収入794千円、支出690千円⁷⁾と年間収益約21千円、演習林が収入約1,909千円、支出1,476千円、年間収益約86千円と演習林収益が圧倒的に多い。しかし、この農場、演習林の収入が大学全体の予算のなかでどの程度を占めたのかは資料の関係で明らかに出来ないが、これら資金に属する現金収入は大学の経常の歳入歳出とは区分して資金部収支として整理⁸⁾されていた。表-5は少し時期が古いが1921年度の各帝大の歳入予算の状態をみたものであるが、これで見ると各大学ごとに大学自体の収入金の比率は異なり北大が最もその比率が高く、約過半近くになっている。この年度の演習林収入は272,562円で大学自体の収入の約27%、予算全体では約13%

表-5 大正10年度(1921年度)の各大学歳入予算

(単位 円)

	政 府 支 出 金				大学自体の 収入金 (A)	合 計 (B)	A/B (%)
	定 額	経 常	臨 時	計			
東京帝国大学	2,953,305	572,685	1,111,300	4,637,290	2,598,703	7,235,993	35.9
京都帝国大学	1,715,428	243,008	431,556	2,390,032	922,410	3,312,442	27.8
東北帝国大学	0	1,117,518	776,062	1,894,580	479,831	2,373,411	20.2
九州帝国大学	0	1,373,072	760,000	2,133,072	723,701	2,856,773	25.3
北海道帝国大学	0	809,211	284,227	1,093,438	1,014,493	2,107,931	48.1

注) 佐藤憲三「国立大学財政制度史考」p. 507より作成。

という状態であった⁹⁾。

ともあれ演習林整理問題はこれらの大学・文部省の主張を結果的には大部分受け入れた形で、前章でみたように現状維持という決着をみたのであった。

また、閣議決定の付帯意見に対しては、北大は1935年1月、①名称は「学用林」と改称するのが演習林の性格より考えて適当である。②演習林の利用・充実を施業、研究教育の各方面からさらにたかめる。③地元住民への便益についてはこれまでも充分考慮しており、その関係は順調である（北大第79）との回答をなした。この③に関する回答¹⁰⁾についてみると地元住民との諸関係に対する大学（演習林当局）の考えは、相互の協力関係というより「演習林ノ利益ヲ痛感シ愛林ノ念倍々加ハリ演習林ト地元トノ間ニ存スル経済関係ノ極メテ重要ナルコト自覚セルニ因ルモノニシテ……」に見られるように、上から恩恵を与えるものとの思想であり、当時の大学の体質、姿勢～「帝国大学的」発想が強く出たものであった。

注

- 1) 1921年11月、東京帝大川瀬演習林長に対する文部次官の対応。
- 2) この調査にあたった大蔵省理事は、農場は整理処分すべきであるが、森林は国家が経営すべきであるとの考えを示唆している。
- 3) 会議出席者は東大—右田半四郎、京大—市河三祿、九大—植村恒三郎、北大—新島善直、盛岡—上村勝爾、鹿児島—万年信吉、三重—山本光政の各教授と文部次官その他であった。
- 4) 1928年北海道拓殖部地方林課発行の「北海道有用樹種造林法」によればその造林奨励事業の内容は、本道固有有用樹種の造林奨励のため専門技術官の配置、苗圃の増設、苗木の無償交付、造林費の補助などであるが当時の北海道民有林業、造林に關し次のようにのべている。
「本道民有林ハ……多年植伐ト均衡ヲ失シ……全面積ノ約三分割以上ハ無立木地トナリ、尚漸次拡大シ……。近時漸ク……造林ヲ試ルモノ多キニ至リタル……ト雖ドモ、其造林樹種タルヤ移入樹種タルからまつ大部分ヲ占メツツアル狀況ニシテ……（在来ノ固有樹種ニシテ……利用広汎）本道代表樹種トモ言フベキとどまつ、えぞまつ……おにくるみ、ほほのき、はりぎり、きはだ、かつら、やちだも、やまならし其他ノ如キハ伐採ニ急ニシテ造林ハ閑却セラレ……寒心ニ堪ヘザルモノアリ。……」

5) 文部省意見

演習林整理ニ対スル文部省意見（昭和6年8月）大学演習林ハ其ノ面積広大ナルヲ以テ之ヲ整理スヘシトノ意見アルモ現在ノ大学演習林ハ其ノ使命上決シテ過大ナルモノニアラス今仮リニ其ノ一部ニ整理スヘキモノアリトスルモ特別会計法ノ趣旨ニ鑑ミル時資金ハ支消スヘキモノニアラサルヲ以テ之カ整理ハ寧ロ大学ノ意見ヲ尊重シテ之ニ一任スルヲ妥当ナリト認ム

(一) 演習林ノ使命ニ鑑ミ之ヲ整理スル余地ナキモノトス

一. 演習林ノ使命

大学演習林ハ大学ノ学術的研究ノ資料トナリ学生教授上、実験実習ノ施設及教材トナリ兼ネテ一般林業上ニ貢献セムトスルモノナリ

二. 各所ニ必要ナル理由

我邦ハ熱帯ヨリ寒帯ニ亘リ樹種林相甚タ多様ナルカ為林学ノ研究及教授上各地ニ演習林ヲ必要トス

三. 一地域ニ於テ各大学カ各自演習林ヲ所有スル理由

各大学ハ各々其ノ学術上ノ創意ニ基キ独特ノ手段方法ヲ以テ試験研究ヲ行フニヨリテ始メテ充分ニ研究及実習ノ効果ヲ挙げ得ヘシ而シテ斯ノ目的ヲ達スル為ニハ永年ニ亘リ其研究ヲ継続スルヲ要スルカ故ニ各自演習林ヲ所有スル必要アリ

四. 事業区面積ヲ要スル理由

連年保続作業ヲ經營シ遂ニ法正林ニ導クニ足ル面積即少クトモ一事業区ヲ形成シ得ル面積ハ林業ノ單位ナリ、斯クノ如キ森林ニアラサレハ合理的林業ノ対象タル能ハス

五. 其 他

各演習林ハ長キハ三十七年短キモ約十年間ノ經營ニヨリ之ヲ法正林ニ導キ、既ニ半バ之ニ到達セルニ拘ラズ今其一部分ヲ割キ取ルハ其各部ヲシテ孰レモ不具ナラシムルモノナリ。又演習林ノ試験ハ林業試験ノ特性トシテ数十年ニ亘ッテ完結スルモノ少カラズ今演習林ヲ整理スルハ永年ノ観測ヲ徒勞ニ帰セシムルモノナリ

(一). 演習林ハ特別会計法ノ性質上之ヲ処分スルコトヲ得ス

大学並学校及図書館カ各々特別会計ヲ立テ資金ヲ所有スル所以ノモノハ教育事業ヲシテ一般会計予算ノ影響ヲ蒙ルコトナク財政上ノ独立ヲ確保セシメントスルモノニシテ学校ヨリ生スル収入ヲ以テ学校經費ヲ支弁シ得ルニ至ルヲ其ノ究極ノ目的トス即チ大学、学校及図書館特別会計法カ資金ノ支消ヲ禁シ之カ増大ヲ図ッテ臆テ政府支出金ヲ要セサルニ至ル時期ヲ俟ッテ学校会計ノ独立ヲ期スルハ之カ為ナリ

演習林ハ此ノ特別会計ノ核心トモ言フベキ資金ヲ構成スルモノニシテ一面演習林本来ノ目的タル學術研究ノ資料タリ又学生生徒ノ教授上実験実習ノ施設及教材タルノミナラス他方資金ノ目的タル恒久的収入財源タル点ニ於テ学校資金トシテ極メテ理想的性能ヲ有スルモノト謂フヘシ

今仮リニ現在ノ演習林カ學術研究及学生生徒ノ実験実習上必要以上ニ過大ナルモノアリトスルモ之ヲ整理シテ他ノ種ノ資金ニ換ユルコトハ法律上可能ナリト雖モ演習林カ持つ資金トシテノ性能ヨリ觀ル時ハ大イニ考慮ヲ要スヘキ問題ナリ況ヤ之ヲ無償ニ離権スルコトハ現行法上絶対不可能ノコトニ屬ス若シ又法律ノ改正ヲ以テスルモ前述特別会計法ノ根本趣旨ヲ変更セサル限り妥当ナル処置ト云フコトヲ得ス

6) 島「帝国大学特別会計と演習林」p. 18~19.

さらに「この時期に演習林の財政的役割を弁護することは、はたして大学のためなのか、文部当局のためなのかわからない」と述べている。

7) 北海道帝国大学農学部付属農場一覽(昭和7年版)p. 4~5.

8) 明治大正財政史, 第2巻, p. 794~796.

9) この年度には樺太演習林はまだ収入があがっていない。

10) この部分に関する全文は次のようなものである。

三. 本大学演習林ハ事業運行ノ円滑ヲ期スルニ於テ最モ必要ナル林業労働者ヲ得ルノ目的ヲ以テ夙ニ林内ニ農耕適地ヲ劃シ移民ヲ定着セシメ林業上ノ労役ニ就カシムルコトセリ即チ演習林内ニ於ケル林内殖民者ハ合理的林業ニ伴フ労働需要ノ増加ニヨリ能ク農業労働トノ調和ヲ得テ其ノ經濟状態ハ明カニ一般移民ニ勝ルニ至レルハ本大学演習林施設ノ一特色ト稱スルヲ得ベク其ノ他演習林所在町村ニ對シテハ夫々各種ノ町村助成金ヲ交付シ又一般地元住民ニ對シテモ必要ナル自家用材ノ払下ハ勿論演習林各種事業ノ実行ニ當リテハ直接之等、住民ヲ使役シテ經濟上ノ利益ヲ得セシメ更ニ共存共栄ノ観点ニ立チ常ニ彼等ノ精神訓練ニ深ク意ヲ濶キタル結果地元ト演習林トノ接触ハ極メテ円満トナリ今ヤ演習林愛護ノ目的ヲ以テ自發的ニ森林防火組合又ハ森林保護組合ノ設立ヲ見タルモノ甚タ多キニ達セリ從テ人為ニ依ル被害ノ如キハ組合員各自ノ制裁並其ノ監護ニ依リ殆ト絶無ノ現況ニ在リ斯ノ如キハ畢竟スルニ本大学ガ能ク地元住民ノ為ニ尽シ地元住民モ亦直接間接ニ演習林ノ利益ヲ痛感シ愛林ノ念倍々加ハリ演習林地元トノ間ニ存スル經濟關係ノ極メテ重要ナルコトヲ自覺セルニ因ルモノニシテ之カ為各演習林共極メテ完全ニ管理經營セラレ演習林事業成績ノ向上ニ一段ノ効果ヲ収メツツアルハ本大学ノ窃ニ誇トスル所ナリ。

VI. ま と め

1921年以來10數年に亘ッテ論議された演習林整理縮小問題は、その論議の過程で演習林の性格、その役割を浮びあがらせ、その存在そのものにかかわる重要な問題提起をしつつ、結

果的には現状のまま存続という形で決着し、同時にその存在の社会的認知を受けたのであった。

戦前期の大学演習林はわずかに4大学によって現在の演習林総面積の3倍以上の森林を所有し、その地理的分布も国内のみならず海外植民地にも及び、さらにその3/4は植民地に存在するという特異な形態をとっていた。その創設は大半が1900～1920年代に集中し、国家的林野所有の再編の一環として行われ、特に大規模な演習林が集中した北海道、海外植民地では拓殖行政、統治行政の一端を担っており、戦前期の大学演習林の存在は日本帝国主義の植民地領有にその基盤をおいたのであった。

戦前期の大学演習林は研究教育上の役割とともに大学の財政経済上の役割という二重の性格をもった存在で、後者については大学財政の一般会計からの自立、独立という大学特別会計制度の理念に基づき大学の所有する資金の大きな構成要素となっていた。

演習林の整理縮小計画は研究教育用には1,000町歩程度で足りるということから出発し、当初国有財産整理事業の対象中、文部省関係が最大であり、その大部分が大学演習林であったことは、当時の大学特別会計制度の理念とは矛盾する政策であった。これに対し大学等は研究教育的観点から強く異議をとらえ、その結果大学演習林の整理縮小方針は様々に揺れ動き、かならずしもその方針は確固たるものでなかった。このことは演習林のもつ二重の性格に規定されたためであり、大学の主張した研究教育、演習林の必要論は一定の説得力をもつものであったが、大面積の必要性という側面では不十分な説明にすぎず、結局その点は財政経済的役割という論点に依拠せざるを得なかった。その結果整理縮小問題の結着は研究教育的観点より財政経済的観点からなされ、その規模、存在が是認された。

1934年12月北大演習林で注)1にみるような通達が各地方林に出された。そこには当時の地方林の演習林での位置づけが如実に示されており、その位置づけの意味するところは大学の研究教育とその実践の場である演習林の森林経営の乖離であり、大学自体演習林のもつ性格の統一化やその整合性を保ち得なかったと指摘できよう。研究教育とその実践が整合性を保つことに大学が大規模な演習林を所有することの本来的な意義が見出せるのである。それが単純に並到したにすぎなかったことが北大演習林のこれまでの軌跡に様々な影響をもたらしたのであり、演習林が戦前期のように二面性をもたなくなった現在にも少なからずその残滓がみられる。

科学的な研究教育の進展は現実の社会的生産諸関係の反映があってはじめて実現し、意味のあるものと考えられる。北大において林学の研究教育の開始されて間もない時に新島教授が述べた当時の林学と林業の関係に対する指摘²⁾、「欧州的林学か上部を進走し日本の林業か下部を除行して兩者の間に一大間隙が存する。……林学をして林業に近づかしむることか学者の任である如く林業をして林学に近づけしむるは実地家の任務……」は現在においても充分通用する認識ではないだろうか。

注

1) 「能率増進ニ関スル件」昭和9年12月20日、演林第1,141号、各演習林派出所主任宛通牒。

各位益々御清適質上候陳者演習林事業成績ノ向上方ニ関シテハ曩ニ各位ノ精勵ヲ要請致置候通各派出所ニ於テハ現業機関ノ性質上概ネ休日ナキヲ常例トス殊ニ繁忙季節ニ当リテ徒ニ執務時間ノ形式ニ囚ハルルコトナクク国民経済ノ基礎ヲ強化シ経済的国難ニ善処スルノ覚悟ヲ要スルコト肝要ナリトス現業実行官タル各位ニ於テハ至誠以テ国家事業ノ重要性ニ深く思フ致シ趣味ハ即チ仕事ニ在リトノ道德的信念ヲ堅持シテ仕事ニ対スル創造ト趣味ヲ涵養シ以テ事務事業ノ刷新能率ノ増進ニ専念セラレ度彼ノ徒ニ睡眠ノ不足ヲ生シ又ハ無益ニ心身ヲ過勞シ為ニ職務遂行上悪影響ヲ招来スルガ如キ娛樂遊戲ニ惰スルコトナキ様敵ニ部下ヲ督励シ一層演習林事業ノ向上進展ニ大努力ヲ払ハレ度切望ニ不堪候

時恰モ官行事業ノ最モ多忙ナルノ時季ニ際シ一言右御注意迄如斯御座候

2) 新島善直「林学と林業」北海道林業会報、第12巻、第12号、p. 1~5, 1908.

Summary

The area of college experiment forests being occupied only by four universities in the prewar period extended over four hundred twenty thousand chō (\cong hectare), which approximately equivalent to more than three times of the whole area belonging to the present universities.

These college experiment forests existed not merely in the interior, but in overseas settlements such as Saghalien, Korea and Formosa, especially, the area of the latter mounted up to three fourth of the whole college experiment forests. The college experiment forests above-mentioned became to be concentrately established extending through the 1900's into the 1920's, furthermore, most of them were carried out for the purpose of reorganizing a state ownership of forest. In addition to this broad fact, the college experiment forests in both Hokkaido and other settlements were established under control of the government as being shown in the Colonial Policy.

These college experiment forests were assessed two assignings from educational and financial viewpoints, especially, the system of university's special account in the prewar period was regarded as an important existence for separating it from a general account.

However in opposition to the maintenance of university's finance, the plan for retrenching the area of college experiment forests was proposed in 1929 while taking the form of dividing the unit area into one thousand chō or ten thousand chō, otherwise, the form of joint utilization.

On the contrary, the Ministry of Education strongly opposed to this plan and it was discontinued in 1934, throughout such a series of experiences, various problems concerned with assigning, character and existence of college experiment forests were inquired into closely, in conclusion, the author wishes to point out that the content of such requirements in the past time can be applied amply even in the present college experiment forests.